

本塩釜駅駅前ウォール A ショーウィンドウ・ウォール B ポスターパネル 広告掲載事業募集要項

塩竈市では、新たな財源確保に向けた取り組みの1つとして、市が管理するウォール A ショーウィンドウ・ウォール B ポスターパネルに広告を掲出する事業者を下記のとおり募集します。

1. 広告媒体

(1) ウォール A ショーウィンドウ (塩竈市海岸通 298 地内) 5 枠

縦 (高さ) 820 mm × 横 (幅) 1,640 mm

(2) ウォール B ポスターパネル (塩竈市海岸通 300 地内) 12 枠

縦 (高さ) 825 mm × 横 (幅) 582 mm

※具体的な場所は別紙「掲出場所一覧」のとおり

※広告の掲出位置を指定することができます。別紙「掲出場所一覧」から希望の枠をお選びください。

※利用者数：JR 本塩釜駅乗降客数 5,032 人/日 (令和 5 年)

(出典：国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-S12-2023.html>))

2. 募集要件

(1) 募集事業者 広告作成から掲出・撤去までの作業が可能な事業者 (広告の代理を業とする法人を含む。)

(2) 掲出期間 広告掲出開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(1 枠単位、1 月単位でのお申込みも可能です。)

(3) 広告掲出料

【1 枠あたりの広告掲出料】消費税及び地方消費税、道路占用料*を含む

ウォール A ショーウィンドウ 2,400 円/月

ウォール B ポスターパネル 1,200 円/月

※ウォール A ショーウィンドウ・ウォール B ポスターパネルの広告掲出に際しては、道路附属物であることから、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) の規定に基づく道路占用の許可を受け、塩竈市道路占用料等条例 (平成 9 年塩竈市条例第 3 号) に定める占用料 (年額 4,800 円/㎡) を納付することとなります。

- ・ 納付については、市からの請求書により別途市長が定める日までに指定の口座に納入するものとする。なお、振込手数料は広告主の負担とする。
- ・ 掲載期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として広告掲出料を計算します。

(4) 掲出方法

市から掲載決定を受けた広告を広告主にて作成し、広告主が広告枠に掲出することにより行うものとします。

3. 広告掲出にあたっての留意点

(1) 広告の条件

- ・ 広告内に「広告」である旨を明記してください。
- ・ 塩竈市広告事業実施要綱 (令和 5 年塩竈市告示第 319 号)、塩竈市広告掲載に関する基準 (令和 5 年塩竈市庁訓第 114 号)、その他広告関連規程を遵守してください。
- ・ 掲出する広告が屋外広告物法 (昭和 24 年法律第 189 号) に規定する屋外広告物に該当し、宮城県屋外広告物条例 (昭和 49 年宮城県条例第 16 号) に規定する許可が必要となる場合は、広告主の責任により許可を受けてください。
- ・ その他以下に掲げる広告は掲出できません。
死亡に関わる内容の広告 (例：墓地、葬儀場の案内等)

(2) 広告の作成等

- ・ 広告主及び広告内容は、「塩竈市広告事業実施要綱（令和5年塩竈市告示第319号）」及び「塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年塩竈市庁訓第114号）」に従って市が審査・決定を行います。広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、広告掲出開始希望日から余裕をもって必要書類を提出してください。
- ・ 「塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年塩竈市庁訓第114号）」に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 広告の作成、掲出、撤去等、事業に係る一切の作業は、広告主の費用負担により行ってください。
- ・ 掲出する広告は、再剥離が可能（貼付面を傷めず、粘着剤が残らない）なものとしします。

(3) その他

- ・ 広告掲出終了後は、原状復帰をしてください。
- ・ 広告主、広告の内容が掲載基準を満たさなくなったとき、又は掲載が適当でないと判断した場合は、市は広告主との協議なくその広告を撤去することができるものとしします。
- ・ 広告の掲出により損害が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。

4. 申込方法

随時、申込受付を行います。

下記提出書類を郵送または持参により提出してください。

※持参による提出の場合、受付時間は午前9時00分から午後4時30分まで（土日・祝日除く）

提出先	(担当部署) 塩竈市役所 総務部 財政課 行政改革係 (住所) 〒985-0052 塩竈市本町1番1号(3階) (電話) 022-355-5782 (E-Mail) gyokaku@city.shiogama.miyagi.jp
提出書類	・ 塩竈市広告掲載等申込書 ・ 道路占用許可申請書 ・ 広告原稿(カラー(任意様式)) ・ 企業概要がわかる書類(企業パンフレットまたはホームページに掲載の企業概要等) ・ 塩竈市暴力団排除条例に係る誓約書 ・ 市税等の納付状況の調査に関する同意書(広告代理店が申込みをする場合)
その他	提出書類は塩竈市ホームページからダウンロードすることができます。 URL : https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/7/42022.html

5. 決定方法

- ・ 先着順に、申し込まれた広告内容を塩竈市広告審査委員会で審査し、その内容が適切であると認めるときは、この申込者を広告主として決定します。
- ・ 1日単位で締め切り、同日※に受けた申込みは同順位として取り扱います。募集した広告枠数を超える申込みがあった場合は、塩竈市広告事業事務取扱要領（令和5年8月1日施行）第5条第2項の規定に基づき広告主を決定します。
- ・ 結果については、申込者全員に決定通知書を送付します。

※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。(午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。)